



Ⅱ-12

改札口

基本的な
考え方▶

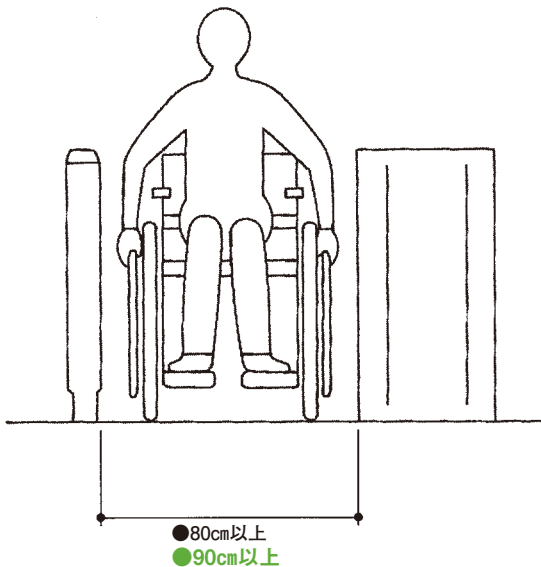
改札口は、駅を利用するうえで欠かせないものです。そのため、車いす使用者が通過でき、また視覚障害者が利用しやすいものとする必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
改札口	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅の 1 以上の改札口の有効幅は <u>80cm以上</u> ● 段を設けない ● 鉄道駅に自動改札機を設ける場合は、進入の可否を容易に識別できる方法で表示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 90cm以上

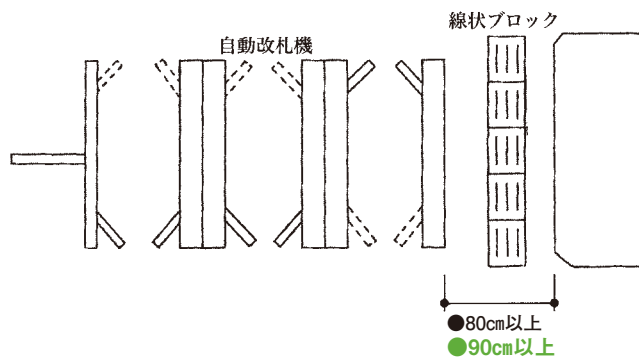
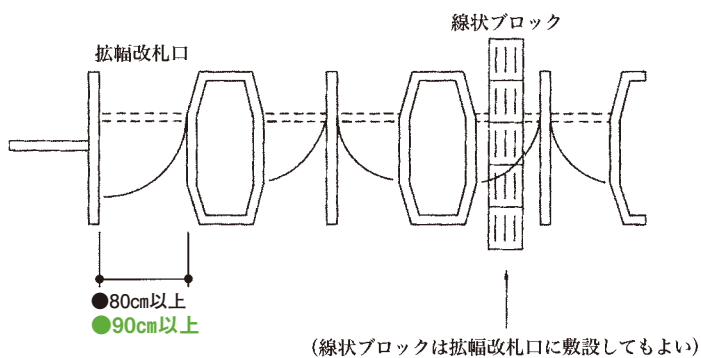
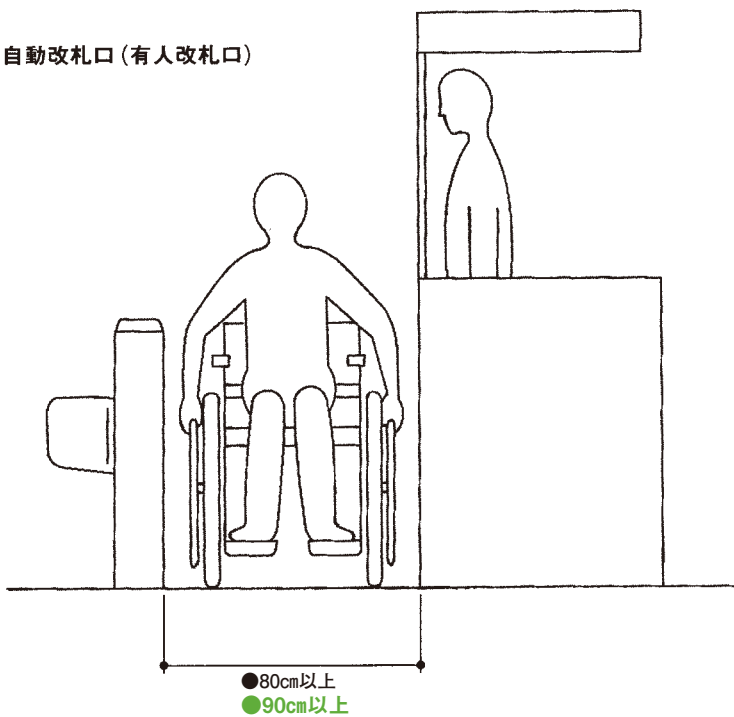
●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 改札口の配置例

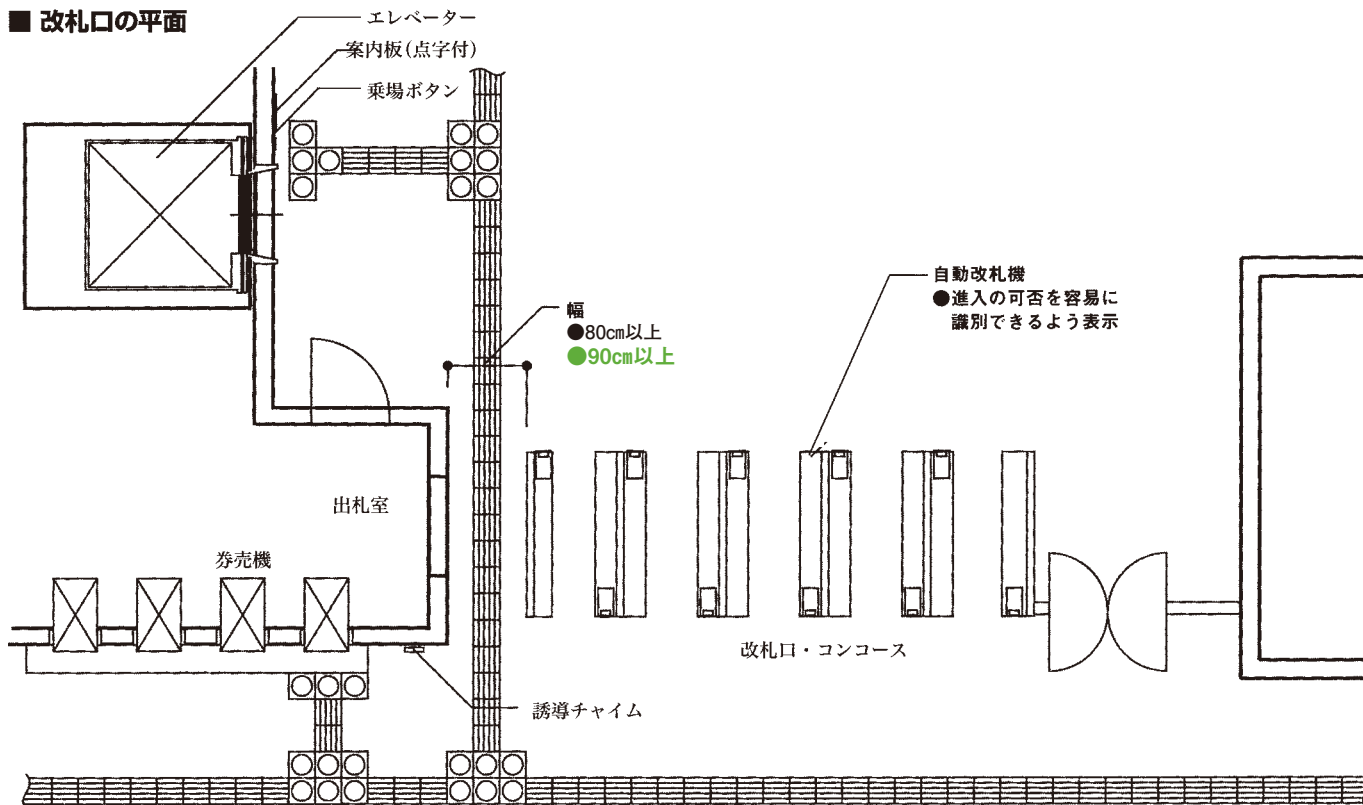
有人改札口



自動改札口 (有人改札口)



■ 改札口の平面





プラットホーム

基本的な
考え方▶

プラットホームなどの乗降場は、転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
<p>鉄道駅の プラット ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● プラットホームの縁端と車両の乗降口の間隔はできる限り小さいこと。間隔が大きくなるときは警告のための設備を設置 ● プラットホームと車両の床面とは、できる限り平らであること ● すき間、段差により円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にする設備（車いす使用者の円滑な乗降に十分な長さ、幅、強度を有するもの）を1以上設置 ● 排水のための横断勾配は1%を標準（ホームドア又は可動式ホームさく設置の場合を除く） ● 粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ● 発着する全ての鉄道について一定の位置に旅客用乗降口が停止するプラットホームにおいては、ホームドア又は可動式ホームさくを設置（旅客の円滑な流動に支障がある場合を除く） ● 視覚障害者の転落防止設備（点状ブロック等）の設置 ● 線路側以外の端部に、旅客の転落を防止するためのさくを設置（旅客が転落するおそれがない場合を除く） ● 文字・音声等により列車の接近を警告する装置の設置（ホームドア、可動式ホームさくがある場合又は技術上やむをえない場合を除く） ● 照明設備の設置 ● 列車に車いす使用者が利用できる部分を設ける場合、停止する位置をプラットホーム上に表示（停止位置が一定していない場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ● () 内緩和事項を適用しない

ホームの例

